

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1 幌北団地の項中「、北26条西4丁目」を削り、同表月寒団地の項中「月寒東1条5丁目、」を削り、同表真駒内団地の項中「真駒内本町5丁目、」を削る。
- (2) 別表2 幌北団地駐車場の項中「、北26条西4丁目」を削る。
- (3) 別表3 30平方メートルまでの室の項中「210円」を「230円」に、「260円」を「290円」に、「320円」を「360円」に、「650円」を「700円」に、「80円」を「90円」に、「370円」を「410円」に、「420円」を「470円」に、「900円」を「1,000円」に、「130円」を「140円」に改め、同表30平方メートルを超え70平方メートルまでの室の項中「650円」を「700円」に、「750円」を「850円」に、「900円」を「1,000円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「260円」を「280円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「360円」を「400円」に改め、同表70平方メートルを超える室の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「1,500円」を「1,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に、「440円」を「480円」に、「1,800円」を「2,000円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「4,800円」を「5,400円」に、「600円」を「680円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表 3 に規定する使用料の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理由)

幌北団地、月寒団地及び真駒内団地の一部を廃止するほか、集会所の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。